

福島県小連ハンドブック

(令和7年度版)



福島県小学生バレーボール連盟

◇ ◆ ◇ ◆ ◇ ◆ ◇ 目 次 ◇ ◆ ◇ ◆ ◇ ◆ ◇

1 規約・規程 関係

(1) 福島県小学生バレーボール連盟規約	1
(2) 役員選考基準	4
(3) 福島県小学生バレーボール連盟委員会規程	5
(4) 福島県小学生バレーボール連盟表彰規程	7
(5) 福島県バレーボール協会表彰規程（参考）	9
(6) 日本小学生バレーボール連盟コンプライアンス規程	10
(7) 日本小学生バレーボール連盟関係者処分基準 別表	15

2 競技・登録 関係

(1) 日本小学生バレーボール連盟加盟団体登録及び個人登録規程	21
(2) 福島県小学生バレーボール連盟加盟団体登録及び競技規程	23
(3) 全日本バレーボール小学生大会混合の部実施要領	27
(4) 組合せ抽選における申し合わせ事項	28
(5) 登録費徴収に関する取り扱い要領	29

3 その他

(1) 団体構成員移籍届・移籍名簿・団体名変更届	30
(3) 二都道府県以上にわたる競技会開催計画書	32
(4) 他都道府県在住選手に関する新規登録及び移籍報告書	33



福島県小学生バレーボール連盟規約

第1章 名称および事務局

- 第1条 本連盟は福島県小学生バレーボール連盟と称する。
第2条 本連盟は福島県バレーボール協会の友好登録団体となる。
第3条 本連盟の事務局は原則として理事長宅におく。

第2章 目的

- 第4条 本連盟は福島県における小学生バレーボールチーム団体を統轄し、小学生バレーボールの普及発展を図り、もって小学生の心身の健全な発達に寄与し、その育成に努めることを目的とする

第3章 事業

- 第5条 本連盟は前条の目的達成するために下記の事業をおこなう。
- (1) バレーボール競技大会の開催
 - (2) バレーボール教室の開催
 - (3) 指導者養成のための講習会及び研修会の開催
 - (4) 審判員養成のための講習会及び研修会の開催
 - (5) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

第4章 組織

- 第6条 各地区（県北・県南・相双・いわき・会津）小学生バレーボール連盟（以下、「各地区小連」、という。）及び本連盟の趣旨に賛同する福島県内所在の小学生バレーボールチームをもって組織する。
- 第7条 本連盟に下記の委員会を置く。
- (1) 総務委員会
 - (2) 競技委員会
 - (3) 審判規則委員会
 - (4) 指導普及委員会
 - (5) コンプライアンス委員会
- 第8条 委員会は本連盟の事業遂行するために必要な事項を専門的に分担所管し調査研究し、理事会の承認を得て処理執行する。
- 第9条 委員会は委員長1名、副委員長、委員若干名で構成する。
- 第10条 委員会に関する規定は別に定め会長の承認を得るものとする。
- 第11条 委員会の設置及び解散は理事会の決議による。

第5章 役員

- 第12条 本連盟に次の役員をおく。
- 会長1名、副会長 若干名、顧問 若干名、参与 若干名、理事長1名、副理事長 若干名、常任理事 若干名、理事 若干名、監事 2名、
- 第13条 本連盟の役員の選出は下記の方法による。
- (1) 会長、理事長は理事会で選出しこれを推挙する。
 - (2) 副会長は、各地区小連より選出された各地区小連会長とする。
 - (3) 副理事長は、理事の中から互選する。
 - (4) 常任理事は、会長指名（各地区小連理事長、専門委員長）し、これを委嘱する。

- (5) 顧問、参与は、理事会において推挙し会長がこれを委嘱する。
推挙するにあたっては、原則として下記の条件をみたしているものとする。
- ① 顧問は、福島県小学生バレーボール連盟会長の歴任者であること。
 - ② 参与は、福島県小学生バレーボール連盟副会長の歴任者であること。
 - ③ 本連盟に多大な貢献をし、顧問・参与に準ずる功績があった者。
- (6) 理事は、各地区小連より1名選出する。前項選出理事会において学識経験者の中から理事を選出することができる。ただし、その数は前項選出理事数の3分の1を超えない。会長はこれを指名委嘱する。
- (7) 監事は、理事会において推挙し、会長はこれを委嘱する。

第14条 本連盟の役員の仕事はつぎのとおりとする。

- (1) 会長は、本連盟を統括し代表するとともに、会議を招集してその議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事長は、本連盟の会務を掌握する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。
- (5) 理事は、理事会に付議された事項を審議する。
- (6) 監事は、本連盟の会計を監査する。

第15条 本連盟の役員の仕事は2年とする。ただし再任をさまたげない。役員に欠員を生じた場合は第13条に基づいて随時これを補充する。この場合の仕事は前任者の残任期間とする。役員は任満了後においても後任者が就任するまではその職務を代行する。

第6章 会 議

第16条 本連盟に下記の会議をおく。

- (1) 常任理事会
- (2) 理 事 会
- (3) 特別委員会

第17条 常任理事会は、理事長、各地区小連理事長、専門委員長で構成し会長が招集する。常任理事会で審議すべき事項は下記のとおりとする。

- (1) 規約の変更に関する事。
- (2) 事業計画に関する事。
- (3) 予算ならびに決算に関する事。
- (4) 役員改選に関する事。
- (5) その他、本連盟の目的達成のための必要事項

第18条 理事会は全役員をもって構成し、会長が召集する。理事会において決議すべき事項は下記のとおりとする。

- (1) 規約の変更に関する事。
- (2) 事業計画に関する事項。
- (3) 予算ならびに決算に関する事項。
- (4) 役員改選。
- (5) その他、本連盟の目的達成のための必要事項。

第19条 必要に応じて、臨時に特別委員会を設けることができる。この際の委員（会長委嘱）の仕事は、その設置の目的が達成されるまでの期間とする。

第20条 会議は、定数の2分の1をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。

第7章 会 計

第21条 本連盟の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第22条 本連盟の経費は登録費、運営費、参加費、補助金、協力金、寄付金、その他をもってこれにあてる。

第 23 条 本連盟に加盟する団体は毎年 4 月末までに登録料を納入する。

第 8 章 補 則

第 24 条 本連盟に事務を処理するために事務局をおく。

第 25 条 事務局は、事務局長 1 名、幹事若干名で構成する。

第 26 条 事務局には、次の書類および帳簿を備えなければならない。

- (1) 規約
- (2) 役員名簿ならびに履歴
- (3) 処務日誌
- (4) 規約に規定する機関の議事に関する書類
- (5) 収入・支出に関する帳簿および証拠書類
- (6) 官公庁往復書類
- (7) 資産台帳および負債台帳
- (8) その他、必要な書類及び帳簿

第 27 条 前項の書類及び帳簿は、5 年間保存しなければならない。

第 9 章 附 則

第 28 条 本規約は昭和 53 年 11 月 3 日から施行する。

第 29 条 各委員会は別に規約を定め会長の承認を得るものとする。

第 30 条 その他、必要なる事項は規則をもって定める。

一部改正	昭和 55 年 4 月 1 日	一部改正	平成 7 年 4 月 1 日
一部改正	昭和 59 年 5 月 30 日	一部改正	平成 8 年 3 月 31 日
一部改正	昭和 63 年 4 月 1 日	一部改正	平成 12 年 3 月 31 日
一部改正	平成 3 年 3 月 31 日	一部改正	平成 15 年 3 月 31 日
一部改正	平成 6 年 4 月 2 日		

一部改正	平成 17 年 8 月 7 日	(常任理事会・専門委員会規定・補則追加・会計変更)
一部改正	平成 19 年 4 月 14 日	(役員選出方法・審判委員会名称の変更)
一部改正	平成 21 年 3 月 29 日	(顧問, 参与の推挙条件を追加)
一部改正	令和 3 年 4 月 4 日	(専門委員会 コンプライアンス委員会の追加)
一部改正	令和 4 年 4 月 10 日	(事業内容文言修正・役員任務追加・会計項目修正)
一部改正	令和 6 年 1 月 24 日	(組織の追記に伴う第 13 条・第 17 条文言の修正)

福島県小学生バレーボール連盟役員選考基準（規約第13条解説）

福島県小学生バレーボール連盟（以下、「県小連」という。）規約第5章役員 第13条役員選出については下記に従って執り行うものとする。

記

1 県小連規約第13条の(1) 会長・理事長の選出については、選考委員会を設置し、候補者を選出、理事会に提案するものとする。

なお、選考委員会の設置については次のとおり。

2 選考委員会

(1) 選考委員会は、各地区小連選出の理事1名及び総務委員長並びに事務局1名の計7名をもって構成するものとし、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(2) 委嘱された選考委員の互選により委員長を選出する。

(3) 委員長は、選考委員会を招集し、会長・理事長候補者を選出し理事会に提案する。

(4) 理事会にて承認後、直ちに委員会は解散となる。

3 理事会（以下、県小連規約第13条による。）

(1) 選考委員会による候補者の提案に基づき、理事会として選出し推挙する。

(2) 副会長は、各地区小連より選出された各地区小連会長となる。

(3) 副理事長は、理事の中から互選する。

(4) 常任理事（各地区小連理事長・専門委員長）は、会長指名し、委嘱する。

(5) 上記(2)・(3)及び(4)の各地区小連理事長については、理事会開催時に確定していない場合は、確定後委嘱するものとする。

(6) 顧問・参与を推挙し、会長が委嘱する。

(7) 監事を推挙し、会長が委嘱する。

4 監事の選出について

(1) 役員改選に合わせて、県北を除く4地区の輪番により推挙。

	3・4年度	5・6年度	7・8年度	9・10年度	11・12年度	13・14年度	15・16年度
地 区	いわき	相双	いわき	相双	いわき	相双	いわき
	県南	会津	県南	会津	県南	会津	県南

附則

この基準は、令和4年12月24日から適用する。

一部改正 令和6年11月24日（規約改正に伴う文言修正）

福島県小学生バレーボール連盟委員会規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、福島県小学生バレーボール連盟規約第4章第7条に基づいて設置された総務委員会・競技委員会・審判規則委員会・指導普及委員会・コンプライアンス委員会（以下「委員会」という）に関し、必要なことを定めるものとする。

第2章 所管事項

(所管事項)

第2条 この委員会は、次の事項に関し審議し、福島県小学生バレーボール連盟理事会の承認を得て、これを処理する。

(1) 総務委員会

- ① 運営費、事業費調達に関すること。
- ② 加盟団体育成に関すること。
- ③ 予算の配分に関すること。
- ④ 財務管理に関すること。
- ⑤ 総合企画立案に関すること。
- ⑥ 広報活動に関すること。（ホームページの作成と管理）
- ⑦ その他、他の委員会に属しない事項。

(2) 競技委員会

- ① 各種大会の競技運営に関すること。
- ② 年間競技日程の作成及び会場の選定。
- ③ 競技者の登録に関すること。
- ④ 競技者の資格審査等に関すること。
- ⑤ その他、競技に関連する一切の事項。

(3) 審判規則委員会

- ① 審判技術の向上及び審判員の養成に関すること。
- ② 福島県バレーボール協会公認審判員の審査に関すること。
- ③ 審判員の派遣に関すること。
- ④ 審判講習会に関すること。
- ⑤ その他、審判に関連する一切の事項。

(4) 指導普及委員会

- ① 選手強化、育成に関すること。
- ② 技術の向上及び指導者の派遣に関すること。
- ③ 指導普及講習会等の開催に関すること。
- ④ ソフトバレーボール（小学生）の普及に関すること。
- ⑤ 小学校教材「ソフトバレーボール」の普及と指導に関すること。
- ⑥ 日本小学生バレーボール連盟公認指導者講習会に関すること。
全国小学生バレーボール指導者研修会の受講者把握と受講推奨
- ⑦ その他、バレーボール普及に関連する一切の事項。

(5) コンプライアンス委員会

- ① 暴力・暴言、ハラスメント行為等、コンプライアンスに関すること。
- ② 福島県小学生バレーボール連盟の趣旨に反する行為に関すること。
- ③ 日小連又は県小連相談窓口への投書・苦情等の対応に関すること。
- ④ その他、コンプライアンスに関連する一切の事項。

第3章 委員

(委員の選出)

第3条 この委員会は、次の委員をもって構成する。
理 事 若干名

会長指名理事 若干名
加盟団体より 若干名

第4章 役員

(役員)

第4条 この委員会に次の役員を置く。

委員長 1名
副委員長 1名
幹事 1名

(委嘱)

第5条 委員長は、福島県小学生バレーボール連盟の理事会において理事の中から選出し会長が委嘱する。

- 2 副委員長は委員の中から選出し会長が委嘱する。
- 3 幹事は、委員長が委員会にはかって選出し会長が委嘱する。

第6条 委員長は、選出委員会を代表し委員会の議長となり会務を処理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 幹事は、委員会の事務を処理する。

(任期)

第7条 委員および役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

第5章 委員会

(会議の招集)

第8条 委員会は、委員長が招集してその議長となる。

(会議の定足数)

第9条 委員会は、委員総数の過半数の出席で成立する。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。

(委員)

第10条 委員会に出席できないときは、他の委員に議決権を委任することができる。この場合、委員は出席したものとみなす。

(議決)

第11条 委員会の議決は、出席委員の過半数で決定する。可否同数の時は、議長がこれを決定する。

(緊急事項の決定)

第12条 緊急を要するため、委員会に付議することが困難のときは、委員長がこれを決定することができる。

- 2 前項の場合には、次の委員会に報告し承認を求めなければならない。

第6章 本規定の変更

第13条 本規定は、この委員会において委員総数の3分の2以上の同意を得たのち、福島県小学生バレーボール連盟理事会の承認を受けて変更することができる。

付則

本規定は、平成17年 8月 7日より施行する。
一部改正 平成18年 4月14日 (審判委員会名称変更)
一部改正 令和 4年 4月10日 (コンプライアンス委員会事項追加)
一部改正 令和 7年 8月24日 (「体罰」文言削除)

福島県小学生バレーボール連盟表彰規程

(趣旨)

第1条 福島県小学生バレーボール連盟（以下、「県小連」という。）の振興発展に貢献し、その功績が顕著である個人、団体等に対して県小連が行う表彰に関しては、この規程の定めるところによる。

(表彰)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

(1) 功労賞 県小連の振興発展に貢献し、その功績が顕著である者。

① 県小盟の役員として永年貢献（概ね10年程度）のあった者。

(2) 感謝状

① その他、県小連が表彰することを適当と認められる功績又は行為があった者。

(推薦)

第3条 福島県バレーボール協会（以下、「県協会」という。）表彰規定第1条 2 優秀賞、3 優秀選手賞に該当する指導者及び選手を、本連盟より県協会へ推薦する。

(1) 指導者（監督） 県協会 表彰規定による

(2) 優秀選手賞 県協会 表彰規定による

(表彰の内申)

第4条 各地区小学生バレーボール連盟・各委員会は、第2条及び第3条各号のいずれかに該当するものがあると認めるときは、それぞれの事由を付し県小連に表彰の内申をするものとする。

(表彰の決定)

第5条 県小連は、表彰の内申に基づき理事会（表彰委員会）で審査し、受賞者を決定する。

2 表彰委員会は、会長・副会長・理事長・各地区理事長・各専門委員長で構成する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

2 表彰は、県小連会長が定める日に行う。

(追彰)

第7条 表彰を受けるべき者が表彰前に死亡したときは、生前の日付にさかのぼって表彰する。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、表彰に関して必要な事項は、県小連会長が定める。

附 則

この規定は、平成9年8月24日より施行する。

平成19年 9月17日一部改正

平成29年10月22日一部改正

(優秀賞改正・表彰規定(優秀賞)及び申し合わせ事項削除)

令和 4年 4月10日一部改正 (文言整理・表彰決定方法修正)

参 考

福島県バレーボール協会表彰規程

第1条 本県バレーボール協会の振興に寄与し、次の区分のそれぞれの条件を具備したる者および団体について表彰する。

- 1 功 勞 賞 本県バレーボール界に功勞のあつた者。
(イ) 協会に永年貢献のあつた役員(10年)
(ロ) 全日本のメンバー、国際大会において活躍した選手。
- 2 優 秀 賞 スポーツマンとして高潔な人格を有し、競技技術が優秀である者。
(イ) 同一大会において県大会3連覇したチーム及び監督。
(ロ) 東北大会において優勝したチーム及び監督。
(ハ) 全国大会において準決勝以上に進出したチーム及び監督。
- 3 優秀選手賞 小学生連盟、中学生連盟、高体連に所属する選手で、人物・競技技術が優秀で他の模範となる選手。
- 4 感 謝 状 1・2の外表彰の要ある者。
全国大会開催の場合の協力者、又はそれに準ずる協力のあつた団体、又は個人に対して行う。

第2条 加盟団体・友好団体は第1条による受賞候補者を選定し、それぞれの事由を付し県協会宛申請する。
県協会はこれに基づいて審査し、受賞者を常任理事会で決定し、県バレーボール協会理事会において表彰する。

付 則

1. この規定は平成8年4月13日より施行する。
2. この規定は平成13年3月25日 一部改訂
3. この規定は平成24年3月21日 一部改訂

表彰に関する申し合わせ事項

1. 第1条、第1項、第2項、第4項については、県バレーボール協会理事会の席上表彰する。
2. 第3項については、推薦団体・加盟団体・友好団体に一任する。
3. 60歳になったら毎年表彰する。

日本小学生バレーボール連盟 コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下、「JVA」という。）のコンプライアンス規程に基づき、日本小学生バレーボール連盟（以下、「日小連」という。）関係者が順守すべき法令等に関する事項を定めることにより、小学生バレーボールの健全な普及・発展に関する責務を守るとともに、日小連の社会的な信頼を確保することを目的とする。

*法令等とは、日本国憲法、JVAの定款、JVA諸規程及び日小連規約、日小連諸規程、それらに付随する諸規則並びに社会規範、倫理規範等を言う。

(適用範囲)

第2条 前条に規定する「日小連関係者」とは、以下の者をいう。

- (1) 日小連役員（会長、副会長、理事長、常任理事、理事、監事、評議員）及び事務局職員
- (2) 都道府県小学生バレーボール連盟（以下、都道府県小連という。）役員、都道府県地区小学生バレーボール連盟（以下、地区小連という。）役員
- (3) JVA「登録及び登録料に関する規程」及び「日本小学生バレーボール連盟加盟団体及び個人登録規程」に基づいて日小連に登録した個人または団体
- (4) 登録選手の保護者

(行動規範)

第3条 日小連関係者は、法令等を順守し、競技規則を守り、常にスポーツマン、スポーツ関係者としての品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるよう行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

(禁止行為)

第4条 日小連関係者は、次に掲げる行為（以下「法令等違反行為」という。）を行ってはならない。

- (1) 自ら法令等に違反する行為
- (2) 他の日小連関係者に対して、法令等に違反する行為を指示・教唆する行為
- (3) 他の日小連関係者の法令等に違反する行為を黙認する行為
- (4) 上記(1)～(3)の管理監督を怠る行為

2 法令等違反行為の例として以下の行為がある。

- (1) 日小連の決定した方針に従わないこと。
- (2) 小学生の健全育成から逸脱した日常練習や練習試合等を行うこと。
- (3) 指導に名を借りた暴力行為、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメント、差別、暴言、保護者等へ個人的な要求等、その他人権尊重の精神に反する言動をとること。

- (4) 不正な会計処理を行うこと。
- (5) スポーツパーソン、スポーツ関係者として著しく品位を欠く言動、スポーツマン精神に反する言動をとること。
- (6) 既に他チームに登録している選手を、そのチームの指導者に承諾なく自チームに勧誘すること。また、選手の入部、移籍に関連し、選手にこれらを強要すること。
- (7) 事業推進のために後援並びに協賛社等から、良識を超えた多額の金品の提供を受けること。

(通報)

第5条 日小連関係者は、他の日小連関係者の第4条の法令等違反行為及びその疑いのある行為を知ったときは、直ちに日小連または都道府県小連に通報しなくてはならない。

(事実関係の調査)

第6条 日小連コンプライアンス委員会または都道府県小連は、日小連関係者等から前条の法令等違反の通報があったとき及び自ら前条の法令等違反の疑いのある行為を認識したときは、直ちに事実関係を調査しなくてはならない。

- 2 調査の対象となる日小連関係者が、第2条(1)「日小連役員及び事務局職員」の場合は、日小連コンプライアンス委員会が事実関係を調査する。
- 3 調査の対象となる日小連関係者が、第2条(2)「都道府県小連役員、地区小連役員」、第2条(3)「日小連に登録した個人または団体」、第2条(4)「登録選手の保護者」の場合は、都道府県小連が都道府県バレーボール協会（以下、都道府県協会という。）と連携し事実関係を調査する。
- 4 都道府県小連は、事実関係の調査にあたり、それまでの経緯を踏まえ調査計画を立案し、所定の様式で事前に日小連へ報告しなければならない。
- 5 都道府県小連は、事実関係の調査や処分決定にあたり、必要に応じて日小連コンプライアンス委員会に助言を求めることが望ましい。
- 6 調査にあたっては守秘義務を順守し、通報者に迷惑が及ばないように十分配慮しなくてはならない。
- 7 通報内容が第4条で禁じられている行為であっても、日小連関係者のプライベートに関する問題、保護者間または指導者と保護者間の言動に関する問題等の場合は、日小連コンプライアンス委員会または都道府県小連において、日小連または都道府県小連が扱うべき問題かを判断する。

(調査への協力)

第7条 前条の調査にあたり、協力を求められた場合は、日小連関係者は協力しなくてはならない。

- 2 日小連コンプライアンス委員会または都道府県小連は、前条の調査にあたり、日小連関係者への記録媒体等の資料開示を求めることができ、開示を求められた者は開示に努めなくてはならない。

(再発防止策)

第8条 日小連コンプライアンス委員会または都道府県小連は、法令等違反行為が行われたことが確認されたときは、法令等違反が生じた原因を究明し、是正措置をとるとともに、再発防止策を講じなくてはならない。

(報復行為の禁止)

第9条 日小連、都道府県小連及び日小連関係者は、通報者が相談または通報したことを理由として、通報者に対して、いかなる不利益な取扱いをしてはならない。

2 日小連、都道府県小連及び日小連関係者は、正当な通報を行った通報者に対して、通報者の所属チーム内において、誹謗中傷、差別など不利益をもたらす行為を行ってはならない。

3 日小連、都道府県小連及び日小連関係者は、通報者が相談または通報したことを理由として、通報者の練習環境が悪化することがないように、適切な措置をとらなくてはならない。また、通報者に対して誹謗中傷、差別など不利益をもたらす行為を行った日小連関係者がいた場合には、日小連は、諸規程に従って処分することができる。

(通報者への報告)

第10条 日小連コンプライアンス委員会または都道府県小連は、実名通報者に対しては、事実関係の調査及び是正結果について、被通報者のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく報告しなくてはならない。

(処分の種類と内容)

第11条 日小連関係者に科す処分の種類と内容は、次のとおりとする。

(1) 注意

違反行為について口頭で注意を行う。違反行為者の反省を促すとともに再発防止を目的とする。

(2) 嚴重注意

文書での通知を以って、反省を促す。再発防止を目的とするものであるが、処分後再び違反行為を行った場合は、より重い処分が科される。

(3) 活動禁止

文書での通知を以って、バレーボール活動（日小連への登録団体、地区小連、都道府県小連、日小連が実施する諸活動）への参画を一切禁止する。違反行為の内容により有期・無期の活動禁止となる。

活動を再開する場合、当該都道府県小連指定の研修会を受講しなくてはならない。

(4) 譴責

文書での通知を以って、職務上の義務違反等に対し反省を促す。日小連役員及び都道府県小連役員に対し科すものであり、役職等に制限を加えるものではない。

(5) 勧告

文書での通知を以って、一定の措置をとることを勧める。日小連役員及び都道府県小連役員に対し行うものであり、役職等に制限を加えるものではない。

(6) 除名

文書での通知を以って、永年にわたり役職を剥奪し、日小連及び当該都道府県小連・地区小連より除名する。

日小連役員及び当該都道府県小連・地区小連役員に対し科す処分、永久に小連に係わる役職に携わることとはできない。復権（役職復帰や資格の再付与）も認められない。

(処分の決定)

第12条 日小連は、法令等違反行為等を行った日小連関係者に対して、下記の処分を行うことができる。下記処分は併科することができる。

- (1) 第2条(1)「日小連役員及び事務局職員」については、譴責、勧告、除名、その他必要に応じた処分
- (2) 第2条(2)「都道府県小連役員、地区小連役員」については、譴責、勧告、除名、その他必要に応じた処分
- (3) 第2条(3)「日小連に登録した個人または団体」（選手を除く）については、注意、嚴重注意、活動禁止、その他必要に応じた処分（選手については、保護者及び所属チーム関係者が再発防止策を講じる。）
- (4) 第2条(4)「登録選手の保護者」については、注意、嚴重注意、その他必要に応じた処分

2 前項の処分は、(1)については日小連コンプライアンス委員会の決議を経て、日小連理事会が決定する。

3 (2)～(4)については、本規定及び都道府県小連、都道府県協会の規約、規程に則り、都道府県小連が決定する。

(処分の基準)

第13条 前条の処分決定に際し、代表的な違反行為について標準的な処分内容を定めた「日本小学生バレーボール連盟関係者処分基準 別表」を基準とする。

2 処分決定にあたっては、前項の処分基準を形式的・機械的に適用するのではなく、個別の事案に応じた適切な処分が行われるよう努める。

3 処分基準に示していない違反行為に対する処分内容は、処分基準の標準的な内容を参考とし、その違反行為の内容・結果を踏まえ、別表に記されている「各種事案に対して考慮すべき要素」、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮し決定する。

(弁明の機会の付与)

第14条 日小連または都道府県小連は、第12条の処分にあたっては、事前に当該日小連関係者に対する弁明の機会を設けなくてはならない。

(処分に当たっての理由の提示)

第15条 日小連または都道府県小連は、第12条の処分にあたっては、当該処分と同時に、当該被処分者に対して、処分の理由を示さなくてはならない。

(不服申立手続)

第16条 第12条の処分を受けた日小連関係者は、日小連または都道府県小連に対して、当該処分につき不服を申し立てることができる。不服の申し立ては、当該処分者が処分の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面をもってしなければならない。

2 前項の不服申立てを受けたときは、日小連コンプライアンス委員会または都道府県小連は、処分理由の有無及び処分手続の適否について調査・決定し、その結果を申し立て者に通知する。

3 前項の決定に対して、被処分者は再度の不服申し立てはできない。

(処分の報告)

第17条 都道府県小連で決定した処分の内容については、規定の様式で日小連に報告しなければならない。

2 報告を受けた日小連は、処分を受けた日小連関係者の氏名、処分内容等を、日本スポーツ協会、日本バレーボール協会、全日本バレーボール小学生大会実行委員会、全国スポーツ少年団交流大会実行委員会に報告する。

附 則

1 本規程の実施に関する必要な細則は、コンプライアンス委員長が理事会の承認を得て別に定める。

2 本規程は、理事会の承認をもって変更することができる。

3 本規程は、平成24年3月20日から施行する。

一部改正 令和2年5月10日から施行する。

一部改正 令和3年3月21日から施行する。

一部改正 令和5年3月19日から施行する。

一部改正 令和7年3月16日から施行する。

日本小学生バレーボール連盟関係者処分基準 別表

代表的な違反行為について標準的な処分内容を下記に記すが、処分を決定する場合には、形式的・機械的に適用するのではなく、個別の事案に応じた考慮すべき内容を的確に把握し、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮し、処分を決定するよう努める。

<各種事案に対して考慮すべき要素>

- ①違反行為の態様（故意か過失か、回数や継続性、被害者数等）
 - 暴力：暴行の程度・内容・部位、回数や継続性、被害者数等
 - 暴言等：回数や継続性、被害者数等
 - わいせつ：身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等
 - 不適切な指導：身体的接触の有無・程度、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等
 - 不適切会計：程度、被害額等
 - * 被害者が未成年の場合（加重要素）
 - * 長期間による違反行為や回数（加重要素）
- ②加害者の地位・立場・年齢、被害者との関係
- ③加害者の人数
 - * 多数いる場合（加重要素）
- ④違反行為による結果や影響
 - * 不適切な経理処理により被害額の程度が多額の場合（加重要素）
- ⑤被害者の身体的負荷の程度
 - 暴力：暴行にとどまるか、傷害や死亡に至ったか
 - 不適切な指導：外傷・スポーツ障害発生の有無・程度等
- ⑥被害者の心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む）
- ⑦被害者の人数、被害者のバレーボール活動への影響の程度
 - * 傷害等により選手生命が短縮・バレーボール活動の継続が困難になるなど重大なスポーツ権の侵害があった場合（加重要素）
 - * 後遺障害が重度（加重要素）
 - * バレーボール活動の休止・停止の状況や所属チームからの退部・転校・不登校など被害者の日常生活に大きな影響を与えた場合（加重要素）
- ⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯
- ⑨被害者の言動、態度等
- ⑩加害者の事後の対応
 - * 反省、被害者への謝罪、示談の成立、被害の弁償等（軽減要素）
- ⑪社会的制裁の有無
 - * 解雇・退職等による（軽減要素）
- ⑫他の違反も合わせて行った場合（併科の場合は加重要素）

表 1. 指導対象者、関係者等に対する身体への不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為（以下「暴力等」という）

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者が傷害を負わなかった	活動禁止 3 か月～ 6 か月
被害者が全治 1 か月未満の傷害を負った	活動禁止 6 か月～ 1 2 か月
暴力等により、 ①被害者が退部などバレーボール活動の中止に至った ②被害者が全治 1 か月以上の傷害を負った ③被害者が死亡するに至った ④重大な後遺障害が残る傷害を負った ⑤被害者が心身に重大な障害を負った ⑥刑事処分をされた	活動禁止 1 2 か月～無期限
<p><考慮すべき要素></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 違反行為の態様（故意か過失か・暴行の程度・内容・部位、回数や継続性、被害者数等） ② 加害者の地位・立場、被害者との関係 ③ 加害者の人数 ④ 違反行為による結果や影響 ⑤ 被害者の身体的負荷の程度（暴行にとどまるか傷害や死亡に至ったか） ⑥ 被害者の心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む） ⑦ 被害者の人数、被害者のバレーボール活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無を含む） ⑧ 加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨ 被害者の言動、態度等 ⑩ 加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） ⑪ 社会的制裁の有無 ⑫ 他の違反も合わせて行った場合 <p><加重・軽減要素例></p> <p>○加重要素（処分内容を重くする） 加害者あるいは被害者が複数の場合、傷害の程度が重度な場合、傷害により選手生命が短縮される・スポーツ活動の継続が困難になるなど重大なスポーツ権の侵害があった場合、退部・転校・不登校など被害者の日常生活に大きな影響を与えた場合、複数回または継続的に行われていた場合等</p> <p>○軽減要素（処分内容を軽減する） 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他の制裁を受けている場合等</p>	

表2. 指導対象者、関係者等に対する人格を否定するような発言・侮辱等、心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「暴言等」という）

違反行為の程度・結果	処分内容
偶発的な暴言等で、被害者及びその周囲の者のバレーボール活動環境を悪化させるまでに至らなかった	注意 ※保護者の処分を含む
継続的あるいは悪質な暴言等で、被害者及びその周囲の者のバレーボール活動環境を悪化させるまでに至らなかった	厳重注意 ※保護者の処分を含む
暴言等の内容にかかわらず、被害者及びその周囲の者のバレーボール活動に支障が生じた	活動禁止3か月～12か月
暴言等の内容にかかわらず ①被害者が退部などバレーボール活動の中止に至った ②被害者が死亡するに至った ③被害者及びその周囲の者が心身に重大な障害を負った ④刑事処分をされた	活動禁止12か月～無期限
<p>＜考慮すべき要素＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 違反行為の態様（故意か過失か、回数や継続性、被害者数等） ② 加害者の地位・立場、被害者との関係 ③ 加害者の人数 ④ 違反行為による結果や影響 ⑤ 被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む） ⑥ 被害者の人数、被害者のバレーボール活動への影響の程度（バレーボール活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑦ 加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑧ 被害者の言動、態度等 ⑨ 加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） ⑩ 社会的制裁の有無 ⑪ 他の違反も合わせて行った場合 <p>＜加重・軽減要素の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、用いられた暴言内容や暴力の程度が重い場合、暴言等を行った期間が長い場合や回数が多い場合、被害者が未成年の場合等。 ○軽減要素 真摯に反省している、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等 <p>【本基準を準用しうる類似事案】 指導者が、特定の者を無視したり、正当な理由なく練習させない等、指導者の立場を利用した嫌がらせ行為</p>	

表3. 指導対象者、関係者等に対する身体的接触を含むわいせつ行為等心身に有害な影響を及ぼす行為や、わいせつな言辞（言葉・言葉遣い）、性的な内容電話・手紙・電子メールの送付、つきまとい等の性的な言動（以下「性的言動」という）

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者及びその周囲の者のバレーボール活動環境を悪化させるまでに至らなかった	活動禁止3か月～12か月
被害者及びその周囲の者のバレーボール活動に支障が生じた	活動禁止12か月～24か月
性的言動により、 ①被害者が退部などバレーボール活動の中止に至った ②被害者が死亡するに至った ③被害者及びその周囲の者が心身に重大な障害を負った ④刑事処分をされた	活動禁止無期限
<p><考慮すべき要素></p> ① 違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等） ② 加害者の地位・立場、被害者との関係 ③ 加害者の人数 ④ 違反行為による結果や影響 ⑤ 被害者における身体的負荷の程度 ⑥ 被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む） ⑦ 被害者の人数、被害者のバレーボール活動への影響の程度（バレーボール活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑧ 加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨ 被害者の言動、態度等 ⑩ 加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） ⑪ 社会的制裁の有無 ⑫ 他の違反も合わせて行った場合 <加重・軽減要素の例> ○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、わいせつ行為を行った期間が長い場合や回数が多い場合等 ○軽減要素 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等	

表 4. 指導対象者、関係者等に対する体力や競技力の向上、健康増進等とは明らかに無関係な不適切な指導（いわゆる「しごき」や「おいこみ」、罰としての特訓等）（以下「不適切な指導」という）

違反行為の程度・結果	処分内容
偶発的に行われた不適切な指導であったが、被害者のバレーボール活動に支障が生じるまでに至らなかった	注意 ※保護者の処分を含む
継続的に行われたあるいは悪質と認められる不適切な指導であったが、被害者のバレーボール活動に支障が生じるまでに至らなかった	嚴重注意 ※保護者の処分を含む
不適切な指導の内容にかかわらず、被害者及びその周囲の者のバレーボール活動に支障が生じた	活動禁止 3 か月～1 2 か月
不適切な指導の内容にかかわらず、 ①被害者が退部などバレーボール活動の中止に至った ②被害者が死亡に至った ③被害者が心身に重大な傷害を負った ④刑事処分をされた	活動禁止 1 2 か月～無期限（新）
<p>＜考慮すべき要素＞</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等） ② 加害者の地位・立場、被害者との関係 ③ 加害者の人数 ④ 違反行為による結果や影響 ⑤ 被害者における身体的負荷の程度（外傷・スポーツ障害発生の有無・程度等） ⑥ 被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む） ⑦ 被害者の人数、被害者のバレーボール活動への影響の程度（バレーボール活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑧ 加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨ 被害者の言動、態度等 ⑩ 加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） ⑪ 社会的制裁の有無 ⑫ 他の違反も合わせて行った場合 <p>＜加重・軽減要素の例＞</p> <p>○加重要素 不適切な指導であることを知っていながら不適切な指導を行った場合、加害者あるいは被害者が多数いる場合、傷害や後遺障害の程度が重度であれば重くなる、不適切な指導を行った期間が長い場合、選手生命が短縮された場合、等。</p> <p>○軽減要素 真摯に反省している場合、示談の成立等</p>	

表5. 所属チーム等における横領、窃取、詐取、各種補助金・助成金の不正受給、脱税等の不適切な経理処理（以下「不適切な経理処理」という）

違反行為の程度・結果	処分内容
他者が不適切な経理処理を行っていることを知っていながら適切な機関・団体・人物に報告しなかった	厳重注意 ※保護者の処分を含む
不適切な経理処理を行い、 ①自己の利益を図った ②他の目的に流用した ③刑事処分をされた	活動禁止無期限
<p><考慮すべき要素></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 違反行為の態様（故意か過失か、程度、回数や継続性、被害額等） ② 加害者の地位・立場 ③ 加害者の人数 ④ 違反行為による結果や影響 ⑤ 被害者のバレーボール活動への影響の程度（バレーボール活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑥ 加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑦ 加害者の事後の対応（反省、関係者への謝罪、被害の回復・弁償等） ⑧ 社会的制裁の有無 ⑨ 他の違反も合わせて行った場合 <p><加重・軽減要素の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○加重要素 不適切な経理処理であることを知っていながら不適切な経理処理を行った場合、加害者が多数いる場合、被害額の程度が高額であれば重くなる、不適切な経理処理を行った期間が長い場合等。 ○軽減要素 真摯に反省している場合、被害の弁償、示談の成立等 	

日本小学生バレーボール連盟
加盟団体登録及び個人登録規程

日本小学生バレーボール連盟規約第21条により、加盟団体登録規程を以下のように定める。

第1条(チームの加盟)

- 1)本連盟の加盟団体は、この規定の定めるところにより、その団体および構成員が、公益財団法人日本バレーボール協会(以下JVAという)と各都道府県小学生連盟(以下都道府県小連という)に登録された団体(以下登録団体という)でなければならない。
- 2)加盟登録しようとする団体は、JVAメンバー制度(MRS)にチーム登録を済ませ、団体所在地の都道府県小連に申請するものとする。
- 3)登録の有効期間は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

第2条(チーム代表者)

- 1)チームの代表者は、JVAに個人登録された選手(以下JVAメンバーという)がチーム加入を希望した場合、承認し、所定の手続きを行わなければならない。
- 1)チーム代表者は、JVAメンバーにMRSのIDとパスワードを必ず通知しなければならない。

第3条(JVAメンバー(選手カテゴリー))

登録構成員の資格は、以下の通りとする。

- 1)小学生
都道府県の国・公・私立小学校および各種学校に在籍し、4月2日現在12才未満の者。
- 2)JVAに個人登録を済ませた者であること。
- 3)登録は「小学生」のカテゴリー内において、一人一団体とする。
- 4)居住する都道府県以外でMRS登録をする場合は、保護者と受け入れ側チームの代表者の責任の下で行う。その場合、必ず指定の用紙に必要事項を記入し、双方(二都道府県)の理事長に届出・報告を行うこと。

第4条(JVA個人登録)

- 1)JVAメンバーの新規登録選手は、登録手続きを済ませ、指定の登録費を支払った日から、その効力を発生するものとする。

第5条(移籍)

- 1)登録団体(チーム代表者)は、JVAメンバーから移籍や退団の申し出があった場合、迅速に対応しなければならない。
- 2)チーム代表者は、JVAメンバーの移籍や退団を妨げるような行為をしてはならない。
- 3)他の都道府県への移籍については、保護者と受け入れ側チームの代表者の責任の下で行う。その場合、必ず指定の用紙に必要事項を記入し、双方の理事長に届出・報告を行うこと。
- 4)他のチームに移籍した者は、同一年度内に元のチームに再登録することはできない。
※移籍とは、年度を問わず(年度をまたいだ場合も含む)、あるチームに所属している選手が、他県・同県を問わず、MRS登録を別のチームで行う行為である。

第6条(競技会への参加)

- 1)本連盟または各都道府県小連の主催または共催する競技会への参加は、本連盟の加盟団体の登録構成員でなければならない。
- 2)他チームからの移籍選手は、同一大会期間中(予選から本大会)においては、チームの構成員として承認されても、試合に出場することはできない。
- 3)新規登録選手は、同一大会期間中(予選から本大会)においても、登録選手数が12名に満たないチームの場合、競技会へ参加することができる。
- 4)各競技会への参加は、その競技会の開催要項に準ずる。
- 5)本連盟が主催または共催する競技会以外に、**各都道府県小連、または、登録団体が二都道府県以上にわたる競技会を開催する場合は**、関係団体所在地の各都道府県小連の理事長に「二都道府県以上にわたる競技会開催計画書」と大会要項を提出する。理事長は、署名を行い、主催者に返却後、日小連へ関係書類を提出する。この報告は競技開催の2か月前までとする。
- 6)登録団体は、5)による各都道府県小連または登録団体からの「二都道府県以上にわたる競技会開催計画書」の届出のない二都道府県以上にわたる競技会に参加することはできない。

第 7 条 (ベンチ役員)

本連盟や各都道府県小連の主催または共催する競技会への参加において、ベンチ役員のうち、1名以上は日本小学生バレーボール連盟認定指導者、または公益財団法人日本スポーツ協会認定のバレーボールスタートコーチ・コーチ1以上のいずれかの資格を所持し、試合中はそれらを証明する証明書を首から掲げていなければならない。

※但し、全国大会へ繋がらない大会などでは、各都道府県小連の判断に任せるものとする。

ベンチ役員は、年度初めに宣誓書に署名を行うこと。また、チームのベンチ役員はJVAメンバー(MRS)に登録しなければならない。

第 8 条 (懲罰)

登録に虚偽の申請をしたとき、その他本規定に反したとき、または合法的ではあってもアマチュアスポーツマン精神に反すると本連盟または都道府県小連が認めたときは、登録団体または登録構成員に対し登録を拒み、または取り消し、あるいは、一定期間競技会への参加並びに出場を停止することがある。

第 9 条

大会参加並びに出場については、本規定のほか大会参加要項を併用して適用する。

第 10 条

登録団体の関係者及び登録された構成員は、公益財団法人日本バレーボール協会の「チーム加盟及び個人登録規程」と「競技者及び役員倫理規程」を守らなければならない。

付 則

本規程は平成24年4月1日より適用する。

平成28年3月21日改正

平成29年3月20日改正

平成30年3月21日改正

令和2年5月10日改正

令和7年3月15日改正

福島県小学生バレーボール連盟
加盟団体 登録及び競技規程

第 1 章 登 録

1 基本方針

日本小学生バレーボール連盟が掲げる「ど真ん中に子どもがいる日本小学生バレーボール連盟」の基本理念のもと、子どもたちが自分の希望するチームで楽しくバレーボールをプレーすることができるようにするために、日本小学生バレーボール連盟が定める「加盟団体登録及び個人登録規程」に準じて本県の登録及び競技に関する規程を定める。

2 チームの加盟について

- (1) チームの代表者及び登録責任者は、JVAメンバー制度により、以下の通り登録手続きを行わなければならない。
 - ① 都道府県連盟に当該年度のチーム登録申請をおこなう。
 - ② チーム構成員の登録申請を一括でおこない、承認手続きをおこなう。
 - ③ チーム代表者は、JVAメンバーにMRSのIDとパスワードを必ず通知する。

○ 居住する都道府県以外からの選手を受け入れる場合は、指定の用紙に必要事項を記入し、双方（二都道府県）の理事長に届出・報告をすること。
- (2) チームの代表者は、指導者の登記届を福島県小学生バレーボール連盟に提出しなければならない。また、指導者の追加・抹消はその都度届ける。
関係団体チーム → 各地区登記委員 → 県登記委員
（1部） （各地区競技委員長） （県小連競技委員長）

3 構成員の変更（移籍）について

- (1) 登録団体（代表者）は、JVAメンバーから移籍や退団の申し出があった場合、JVA-MRSにてメンバーの脱退手続きを迅速に行う。
- (2) 移籍の受け入れ側のチームの代表者は、以下の手続きを行う。
 - ① 【別紙様式1】【別紙様式2】を添えて、本連盟に届出・報告する。
 - ② JVA-MRSにてメンバーを登録する。
- (3) 他チームからの移籍選手は、同一大会期間中（予選から本大会）においては、チームの構成員として承認されても、試合に出場することはできない。
- (4) チームの合併における新規登録においても、移籍と同様に手続きをする。
統合合併する際には、合併両方の指導者並びに保護者の責任のもとに行う。
- (5) 他のチームに移籍した選手は、同一年度内に元のチームに再登録することはできない。（特別な事情により県小連が認めた場合を除く。）
- (6) 退団したメンバーが、その年度内及び次年度に前所属チーム以外に登録する場合や、新年度になって前年度登録したチームとは別のチームに登録する場合も移籍登録の扱いとして手続きをする。

3 県大会出場数の決定について

(1) 各地区出場チーム数の決定方法

県大会への出場権については、各地区に出場権を与えているので、地区による推薦とする。

(各地区予選会には1登録団体から複数チームの出場を認めるが、県大会出場は、1登録団体から1チームとする。その選出は各地区が決定し推薦する)

- 全日本予選 県総体 小学生選手権大会 新人大会
 - ・ 女子6人制 各地予選出場団体数により決定
 - ・ 男子6人制 各地予選出場団体数により決定
 - ・ 混合6人制 各地予選出場団体数により決定
- ※ 同一団体より複数チーム参加の場合でも一団体として算出する。
県内出場団体総数及び各地区予選出場団体数により決定

※ 算出計算での同率の場合は、下記の順番により決定し、出場権を該当する地区に与える。

- 1、その大会における出場団体数が多い地区
- 2、前回大会の成績の上位チームに該当する地区
- 3、該当する地区による抽選

(2) 申込の遅延についての対処

- ① 申込の期日までに申込の意志がない場合についての処置
 - ・ 出場チーム数の総数は、競技関係その他の事情から原則的に変更しない。
 - ・ 各地区に出場権を与えているので、他のチームを地区より推薦してもらう。地区に出場の意志がない場合は、他地区に出場権を与える。その決定は、出場放棄の該当する地区を除く各地区登録チーム数及び出場チーム数により決定する。
- ② 申込期日を守らなかった場合についての処置
 - ・ 申込み期日まで必着とし、それ以後はいかなる理由であろうが受け付けない。

※ 申し込みの遅延についての処罰は、該当地区・チームへの口頭による厳重注意と始末書の提出

※ 申込み後の不参加（感染症等やむを得ない場合を除く）については、

- ・ チームについての処罰は、次の大会の出場を認めない。
- ・ 地区についての処罰は、文書による厳重注意と始末書の提出

〈附 則〉

本規程は、平成5年4月24日から適用する。

一部改正 平成 6年4月 3日

一部改正 平成 7年4月 1日

一部改正 平成 9年3月23日 (女子9人制種目廃止のため)

一部改正 平成12年3月25日 (女子新人大会チーム構成員変更のため)

一部改正 平成13年3月30日 (ライオンカップからペプシカップに変更のため)
(新人大会登録時点変更のため)

一部改正 平成14年3月30日 (出場参加資格：全国小学生バレーボール指導者研修会受講資格者提示のため)

一部改正 平成16年3月27日 (「体罰・暴力」「選手の移籍と引き抜き」に関する規定との統合のため)

一部改正 平成16年6月20日 (県大会申し込みの遅延についての対処)

一部改正	平成17年3月26日	(「出場種目」の削除：予選会複数チーム参加、構成員の変更についての取り扱いの追加)
一部改正	平成17年8月7日	(競技及び登録を「登録及び競技に関する指導書(含む賞罰)」に変更)
一部変更	平成18年4月8日	(ペプシカップからサントリーカップへ大会名変更 指導者資格の変更と倫理規定の作成と倫理委員会の設置)
一部変更	平成20年3月30日	(JVA個人登録システムの運用開始による登録手続きの変更)
一部改正	平成22年3月27日	チームの合併及び選手の移籍に関する規定の改定
一部改正	平成24年4月1日	チームの合併及び選手の移籍に関する規定の改定
一部改正	平成26年4月1日	県大会出場数の決定方法の改定
一部改正	令和2年8月17日	日本小学生バレーボール連盟「加盟団体登録及び個人登録規程」改正による
一部改正	令和3年4月4日	出場資格の変更、新人大会における混合の部追加
一部改正	令和4年4月9日	日本小学生バレーボール連盟「指導者資格要領」改正による
一部改正	令和5年4月10日	日本小学生バレーボール連盟、他都道府県在住選手のベンチ入りについての取り扱い変更による
一部改正	令和7年4月6日	日本小学生バレーボール連盟「加盟団体登録及び個人登録規程」チーム出場資格の改正による
一部改正	令和7年8月24日	参加の条件(資格要件)を満たさない場合の取り扱い及び参加申込みに関する取り扱いの変更による

全日本バレーボール小学生大会混合の部実施要領

(目的)

- ① 男子・女子が協力して行うミックスゲームの魅力を伝え、多くの子どもたちがバレーボールを楽しむことができるようにする。
- ② 全国大会に出場する機会を広げることにより、バレーボールへの関心・意欲を高め、小学生バレーボールの発展に努める。

(参加資格)

- ③ 混合の部に出場するチームは、共通の代表者のもとに団体が組織され、同一の地域（区市町村）で活動し、各都道府県小連に男女チーム登録をしている（していた）団体〔母体となる団体（同一団体）〕でなければならない。但し、男子及び女子のみの団体に、混合選手が新規加入したが、男女それぞれで団体登録をするに至らない（単独でチームを組めない）場合は、その限りではない。
- ④ 混合の部に出場する選手は、基本的に母体となる団体〔同一団体（③参照）〕の男子選手は男子チームに、女子選手は女子チームに、それぞれMRS登録をしなければならない。但し、混合チームとして登録する場合は、この限りではない。尚、混合チームとして登録し、年度の途中に男子または女子チームとして参加する場合も、登録カテゴリーは変更することなく参加することができる。

(チーム編成)

- ⑤ 混合チームは、母体となる団体（同一団体）の男子チームと女子チームのメンバーから結成されなければならない。但し、男子及び女子のチームとして単独では参加できない（男女それぞれが6人未満）場合は、この限りではない。
- ⑥ 同じ母体（同一団体）のチームは、構成人数にかかわらず、男子・女子・混合のカテゴリーを選択できる。

(競技規則)

- ⑦ 現行の公益財団法人日本バレーボール協会の定める6人制競技規則による。但し、別に定める小学生バレーボール・フリーポジション制を用い、さらに21点のラリーポイント制を採用する。
- ⑧ コート内の男女の割合は、男子及び女子が常に1人以上であれば、混合チームとして編成することができる。
- ⑨ 競技者交代は、⑧に示した割合を守れば、男女に関係なく競技者交代をすることができる。
- ⑩ 混合チームのユニフォームは、男女で違うユニフォームを着用し、番号が重ならないようにする。ただし、違うユニフォームを用意できない場合や、違うユニフォームであっても類似して一目で見分けがつかない場合には、ソックスの色と長さを変えるかまたは男子・女子のいずれかが識別用バンドを腕か足首に付けて一目で判別できるようにすること。

(その他)

- ⑪ 混合チームの監督は、母体となる男女チームの監督と兼任することはできない。
- ⑫ 全日本バレーボール小学生大会の男女の地区予選及び都道府県大会に出場した選手は、混合の部に出場することはできない。
- ⑬ 全日本バレーボール小学生大会全国大会の混合の部に出場するチーム・選手は、男女の地区予選か都道府県大会終了後、新たに混合チームを編成して出場することはできない。

平成 25 年 3 月 21 日設置
平成 27 年 3 月 21 日改定
平成 30 年 3 月 21 日改定
令和 7 年 3 月 15 日改訂

組合せ抽選における申し合わせ事項

福島県小学生バレーボール連盟 競技委員会

福島県小学生バレーボール連盟が主催及び主管する福島県大会

- 1 新人大会（男子8チーム 女子8チーム、混合8チーム）
- 2 全日本小学生（男子12チーム 女子24チーム 混合24チーム）
- 3 県総体（男子12チーム 女子24チーム、混合24チーム）
- 4 県選手権（男子12チーム 女子16チーム、混合16チーム）

における組合せ抽選は、以下の申し合わせ事項に則り行うものとする。

全種目共通

- ① 同一地区1回戦はあたらないようにする。
- ② 同一地区が、一方に偏らないようにする。（左右均等にふり分ける）
- ③ 全日本・県総体・県選手権においては、前回大会の1位から3位までをシードとする。
第3シードは抽選による。新人大会においてはシードはない。
- ④ シード権を持つ地区は、シード権を持つチームをのぞいたチームの上位から地区1位として扱われ、以下繰り上げた順位で抽選を行っていく。
- ⑤ 同一地区におけるチームの割り振りは、1位のチーム（シードチームも含む）を基準として、以下のようにすることを原則とする。

1 | 8 | 5 | 4 | 3 | 6 | 7 | 2

上記以外のことについては、その都度競技委員会で検討し、会長・理事長の承諾を得て組合せを行う。

登録費徴収に関する取り扱い要領

1 福島県小学生バレーボール連盟（以下、「県小連」という。）会計処理規程第9条第2項に基づく登録費（8,000円）の徴収基準については以下のとおりとする。

(1) 1団体（JVA-MRS登録を基準とする）当たりの登録料（R6.4.1現在）

① 県小連登録料	8,000円
② 地区小連登録料	_____円（地区により異なる）
③ 福島県バレーボール協会登録費	1,300円
④ 〃 選手強化協力費	700円
⑤ 地区バレーボール協会登録料	_____円（地区により異なる）

例：県北小連の場合

① 県小連登録料	8,000円
② 県北小連登録料	4,000円
③ 福島県バレーボール協会登録費	1,300円
④ 〃 選手強化協力費	700円
⑤ 県北バレーボール協会登録料	500円
⑥ 計	<u>14,500円</u>

【ケース1】

○ JVA-MRS登録が、2団体登録（男子・女子）の場合

$$\textcircled{6} + \textcircled{6} = 29,000円$$

【ケース2】

○ JVA-MRS登録が、1団体登録（混合）の場合

⑥

【ケース3】

○ JVA-MRS登録が、1団体登録（混合）の場合で、2チーム大会参加

$$\textcircled{6} + \textcircled{1} + \textcircled{2} \text{ (②の徴収は地区判断)} = 26,500円$$

【ケース4】

○ JVA-MRS登録が、1団体登録（混合）の場合で、3チーム大会参加

$$\textcircled{6} + \textcircled{1} + \textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{2} \text{ (②の徴収は地区判断)} = 38,500円$$

2 附則

この取り扱いについては、令和6年度からの取り扱い方法の変更に伴い、令和6年4月7日から適用する。

団 体 ・ 構 成 員 移 籍 届

福島県小学生バレーボール連盟会長 殿

令和 年 月 日

団体名

代表者名

前登録団体	団体名	<input type="text"/>			
	代表者名	<input type="text"/>		ID	<input type="text"/>
	所在地	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>	県 <input type="text"/>
登録団体名	団体名	<input type="text"/>			
	代表者名	<input type="text"/>		ID	<input type="text"/>
	所在地	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>	県 <input type="text"/>
理由					
<input type="text"/>					

受 付 欄					備考
地区・県別	地区名	受付月日			
地区	<input type="text"/>	令和	年	月	日
県	<input type="text"/>	令和	年	月	日

- ・ ・ 団体入力欄
- ・ ・ 連盟入力欄

団 体 名 変 更 届

福島県小学生バレーボール連盟会長 殿

令和 年 月 日

団体名

代表者名

以下の通り、団体名を変更いたします。

前登録団体名	<input type="text"/>
新登録団体名	<input type="text"/>

受 付 欄						備考			
地区・県別	地区名	受付月日							
地区	<input type="text"/>	令和	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日	
県		令和	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日	

- ・ ・ 団体入力欄
- ・ ・ 連盟入力欄

二都道府県以上にわたる競技会開催計画書

日本小学生バレーボール連盟

会長 工藤 憲 様

下記の通り二都道府県以上にわたる競技会を開催いたしたく、要項等を添付の上
提出いたします。

令和 年 月 日

主催団体

代表者名

住所

電話番号

1. 大会名

2. 競技会の目的

3. 開催期日

4. 開催場所

5. 主管

6. 後援

7. 協賛

8. 協力

9. 参加予定チーム名（及び都道府県名）

★ 受 理 欄

令和 年 月 日

開催要項の添付

小学生バレーボール連盟

理事長

令和 年 月 日

〇〇都道府県小学生バレーボール連盟
理事長 様

(提出者) 移籍及び登録先チーム代表

都道府県名

チーム名

氏 名

連絡先 ()

他都道府県在住選手に関する新規登録及び移籍報告書

下記の通り、他都道府県在住選手の入部を認めましたので報告します。

記

1. 登録・移籍先チーム名 (〇〇県)
2. 選手名・学年 (性別)
3. 生年月日
4. MRS の ID 番号
5. 移籍前のチーム名 (〇〇県)
6. 移籍 (新規登録) する選手の保護者
氏名
住所

以上

[注意事項]

※1 この用紙は、移籍 (登録) 先チームの代表者が、もとのチームが所属している都道府県小連理事長と移籍先のチームの所属する都道府県小連理事長にそれぞれ提出すること。

(他都道府県に新規登録する場合は、登録するチームの都道府県小連理事長に提出すること。)

※2 新規登録選手は、移籍前のチーム名は記入しなくてよい。

